

第四十三回 参議院地方行政委員会会議録第十七号

昭和三十八年五月七日(火曜日)
午前十時二十七分開会

委員

地方自治法の一部を改正する法律案、
地方公営企業法の一部を改正する法律
案、地方財政法の一部を改正する法律
案、三案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。篠田自
治大臣。

方制度調査会において地方開発事業団
の制度を設けることを考慮すべき旨の
概要について御説明申し上げます。
第一は、地方財務に關する規定の改
正であります。

その一は、予算に関する制度を明確化し、代表監査委員制度を設け、監査委員の事務補助組織を整備することとしたのであります。

次に、財務制度の改正について申し

委員の異動

三月二十八日

辞任 梶田 榎木 鈴木 小柳 賢一君
北口 龍徳君 川野 三暁君 森部 隆輔君
西田 信一君 日高 広為君 上林 忠次君
後藤 義隆君 安井 謙君

三月二十九日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
松野 孝一君 上林 忠次君
日高 広為君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

三月三十日

補欠選任
川野 三暁君 川野 三暁君
後藤 義隆君 上林 忠次君
松野 孝一君 沢田 一精君

○委員長(石谷憲男君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。
本日は、初めに先議案件等三法律案
の説明を聽取ることにいたします。

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○地方自治法の一部を改正する法律案
の説明を聽取ることにいたします。

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○地方自治法の一部を改正する法律案
の説明を聽取ることにいたします。

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。
本日は、初めに先議案件等三法律案
の説明を聽取ることにいたします。

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○地方公営企業法の一部を改正する法
律案(内閣送付、予備審査)

出席者は左の通り。

委員長

石谷 憲男君

小林 武治君

西郷吉之助君

鶴島 直紹君

前田佳都男君

鍋島 直紹君

大谷 賢雄君

鶴島 直紹君

澤田 一精君

その四は、現金及び有価証券に関する規定が不備であります。現在、規定が不備であります。適正な管理運用ができるよう規定を整備したのであります。

その五は、財産に関する規定を整備したことと、現金の取扱いに比べて、財産の取り扱いが軽視されておりましたので改善するため、規定を整備することとしたのであります。すなわち、公有財産については、その範囲を法定するとともに、これを行政財産と普通財産とに分類し、それぞれの管理及び処分に関する規定を設けることとし、また、物品及び債権の管理保全に関する規定を設けることとしたのであります。なお、基本財産及び積立金の制度を基金制度に改め、その設置、管理及び処分に関する規定を整備することいたしました。

その六は、住民による監査請求及び訴訟の制度に関する規定が必ずしも明確でなく解釈上疑問の点も少なくないために、住民の正当な請求が認められないおそれがある実情にかんがみ、規定の明確化をはかるとともに、所要の手続規定を整備したのであります。

その七は、職員の賠償責任に関する規定を改正するものであります。その対象となる職員の範囲を予算執行職員及び物品を使用している職員まで広げ、当該行為について実質的責任を有する者が責任を負う制度に改めるとともに、手続規定を整備したのであります。

第一は、營造物に関する事項を改正しようとするものであります。營造物については、現行法では財産と一括して規定されているのであります。

その二は、地方開発事業団の財務に

が、これについては、財産的管理面からではなく、行政的管理面から規定することが適当と考えられますので、財産と切り離して別に規定することとするとともに、「營造物」の名称を「公共施設」に改め、その設置、管理及び廃止に関する規定を整備することとしたのであります。

第三は、特別地方公共団体の一つとして、地方開発事業団制度を新設するものであります。

その一は、地方開発事業団は、一部の共団体が議会の議決を経て協議をして、規約を定め、自治大臣又は都道府県知事の認可を受けて設置するものとしたのであります。

その二は、地方開発事業団は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく道路、港湾、水道、工業用水道、住宅等の建設、工場用地その他の用地の取得

そのための事業を、設置団体が協議して決定した事業計画により委託を受けて行なうものとし、事業が完了したときは、その事業にかかる施設についてはこれをそれぞれの設置団体に移管し、

その三は、地方開発事業団には、理事長、理事及び監事を置き、重要事項は、理事長及び理事をもつて組織する理事会の議を経なければならぬこととした 것입니다。

その四は、地方開発事業団の財務に

であります。が、地方開発事業団が事業を能率的かつ、彈力的に執行できるようにするために、予算の繰り越しのほか、特定の事業については地方公営企業法の財務の規定を準用する等、若干の特例を設けております。

その他、地方開発事業団と国及び都道府県との関係、地方開発事業団の設置及び解散の手続、規約及び事業計画の内容等に関する所要の規定を設けております。

第四は、その他規定の整備を図るうとするものであります。

その一は、地方公共団体の事務の中に、交通安全の保持を行なうことを中心に、交通の問題を明記することにした 것입니다。

その二は、地方公共団体の長及び議長がそれぞれの相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するための全国的連合組織に関する規定を設けたことになります。

その三は、大都市周辺町村における人口の急激な増加状況にかんがみ、昭和四十一年十二月三十一日までの間に限り、國勢調査の人口によらないで最近の指定統計調査による人口をもつて

町村を市とすることができる特例を認めてることとしたのであります。

その四は、法令の制定及び改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加えることとしたものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及び法律案の内容の概要であります。

第一は、いわゆる準公営企業について、その関係規定を整備する必要が認められますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、いわゆる準公営企業につ

する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公営企業が經營する企業は、最近著しく増加し、現在その総数は五千余に達している状況であります。この

事業は昭和三十六年度末で六百四十二となっております。しかしながら、地方住民の福祉を増進するため、今後ますます各種の地方公営企業の健全な發展を期する必要があるのであります。これがためには、企業の経営成績及び財政状態をは原則として企業会計方式による財務運営を行なわせることが適当であると考えられます。この趣旨から、地方公営企業の財務に関する規定の適用範囲をさらに拡大するものとするほか、地主の關係規定を整備する必要が認められますので、この法律案を提出した次第であります。

第二は、同一地方公共団体内における地方公営企業の管理者間に事務委任の道を開こうとするものであります。現行規定では、管理者はその権限に属する事務をすべて自己またはその補助職員で処理しなければならないとされています。

第三は、市町村を市とすることができるときは、事務の種類と性質によつては、いずれか一方の管理者にあわせて処理させることが適当であると認められる事務のある場合がありますので、管理者は相互にその事務を委任することができますが、二以上の管理者が設置されておりますが、二以上の管理者が設置さ

れているときは、事務の種類と性質によつては、いずれか一方の管理者にあわせて処理させることができると認められる事務をすべて自己またはその補助職員で処理しなければならないとされています。

第四は、法令の制定及び改廃に伴い、地方公営企業の特別会計と一般会計または他の特別会計との関係を明確にして地方公営企業の特別会計と一般会計による出資金を除いて同一地方公共団体内の各会計間の資金の授受は、予算制度では、地方公営企業の特別会計に対する考え方で行なわれており、この結果、地方公営企業の特別会計に繰り入るが行なわれる場合、当該繰入金がい

かかる目的を持つものであるかは明らかでありませんので、これらをその目的別に区分し、会計間の經理の明確化をはからうとするものであります。

以上のほか、決算に関する規定を整備する等、若干の規定について必要な整備を行なおうとするものであります。

次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

次に、地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明いたします。

ここ数年来、地方財政健全化の諸施策の進展に伴い、地方財政の実態は相当改善されておりますが、さらに都道府県と市町村間または都道府県と住民間の財政秩序の適正化を前進させ、地方財政のより健全な運営を確保して参る必要があるのであります。まことに、最近の石炭鉱害復旧事業の実施に伴う地方公共団体の経費負担の状況にかんがみ、関係地方公共団体に対しその所要財源の充実をはかる必要があります。これが本法律案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、さきに都道府県またはその機関が行なう道路、河川、砂防または海岸にかかる大規模かつ広域にわたる土木事業の経費を市町村に負担させることを禁止し、都道府県及び市町村

に御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石谷憲男君) 三案についての質疑は、後日に譲ることにいたします。

現金引き渡し場所を指定してきたのであります。これらの場合にはいずれも犯人を特定し得るような状況にはなれませんが、これらの場合にはいずれも犯人を特定し得るような状況にはなれませんが、これは本

に御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石谷憲男君) 次に、最近の誘拐事件等に対処して様田國家公安委員長から事件の概況、対策等について発言を求められておりますので、この際これを伺いたいすることにいたします。

○國務大臣(篠田弘作君) 最近、相次いで発生し世間に注目を浴びております二つの事件につきまして、特にこの機会に事案の内容と捜査の概要について御報告いたします。

まず第一は、都内台東区において発生いたしました幼児営利誘拐事件であります。

これは去る三月三十一日午後六時ごろ台東区立入谷南公園内で遊んでおりました四才になる村越吉郎

ちゃんが行方不明になつた事件であります。

同日午後八時十分ごろ、家人から下谷警察署に対し迷子としての届出がありました。これまた同署におきましたので、同署におきましては直ちに都内各警察署に手配し、同人の発見に努めましたが、発見することができませんでした。

翌四月一日に至りまして、四回の状況を判断いたし誘拐の疑いがあると認め、警視庁本府から捜査員を応援派遣し、幼児誘拐事件として捜査を開始したのであります。

その後、四月二日から被害者宅に恐喝の電話が連日十数回かかっておりましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

そこで、去る四月十九日、それまで

に持ち去られてしまつたのであります。その後、犯人から被害者方にに対する電話はありません。

そこで、去る四月十九日、それまで

の捜査経過とともに吉澤ちゃんの特徴等を詳細に発表し、さらに同月二十五日犯人の恐喝電話の録音を報道機関の協力を得て放送いたしまして、広く一

般の御協力を期待いたしましたのであります。

その後、四月四日午前十時三十分ごろ、同市入間川の麦畑農道に埋められてい

ます。死体を解剖した結果、死因は扼

たり身のしろ金五十万円を要求して参りましたので、この電話の男を容疑者と判断し、これに捜査を集中したのであります。その間犯人は三回にわたります。

次は狹山市における女子高校生殺害事件についてであります。これは本

件についてであります。枝さんが、夕方になつても学校から帰らない上、自宅に恐喝内容の手紙が届けられた旨、狹山警察署に届出があつたのであります。その状況から悪質なもの犯人を特定し得るような状況にはなれませんが、これらの場合にはなれませんが、これは本

件についてであります。枝さんは、夕方になつても学校から帰らない上、自宅に恐喝内容の手紙が届けられた旨、狹山警察署に届出があつたのであります。その状況から悪質な犯人を特定し得るような状況にはなれませんが、これらの場合にはなれませんが、これは本

殺であり、さらに暴行されている事実及び死亡時刻は食後三時間くらいであることが判明したのであります。したがつて犯行時刻は五月一日午後四時前後と推定されるに至ったのであります。

以上のような状況から、犯人は学校から帰宅途中の被害者を暴行殺害したものと認められるのであります。埼玉県警察といたしましては、目下全力をあげて捜査中であります。

以上二つの事件を通じまして、犯人逮捕の絶好の機会に捜査の不手きわから犯人を逃させましたことは、まさに遺憾に存じておる次第であります。第一の事件の発生後、警察庁におきましては、この種事犯の防止と早期事件の解決のため、全国警察に対し所要の指示をいたしましたところであります。が、さらに今回の事件を見ましたので、事態の重要性にかんがみ、五月六日緊急国家公安委員会を開催いたしまして両事犯を具体的に検討し、捜査の不手きわについて反省を行なつたのであります。

国家公安委員会といたしましては、さしあたり両事件について関係警察を督励いたしまして、事件の早期解決に全力をあげる所存であります。また、今後は今回の事件を教訓といたしまして、あらゆる事態に対処する捜査能力の向上をはかり、もつて国民の各位の御期待におこたえいたしたいと考えておる次第であります。

○小林武治君 ただいま一件につきまして、公安委員長の説明があつたのであります。公安委員長は率直に、警察当局の不手きわだと、こういうこと

を言われておるのであります。私どもはこの事件ばかりでなく、どうも最

近における警察当局に對して強い不満を持つておるものであります。それ

は、先般も私は、公安委員長が出席さ

れない際に、大分県の警察官殺害事

件、あるいは帝国ホテルにおける外人

殺害事件、あるいはせき事件等の捜

査状況、あるいは見通し等についてお

尋ねをしたのであります。これらについても、まだ何らの手がかりも出

ておりません。そこへまた、このたび

かような事件が二つも起きまして、し

かもこれについては、率直に、警察が

悪かったなどといふことを言われておるの

であります。国民党はいかにももう、

警察当局に対して、たよりない、こう

いう氣持を持っております。ことに誘

拐事件等は、全國の家庭に与える影響

がきわめて甚大であるのでございま

す。何か私は、警察がゆるんでおる、

あるいは警察がたるんでいるのじやな

いか、こういうふうな感じを持たざる

を得ないのであります。これは公安委

員長も御承知のように、この地方行政

委員会としましては、超党派的に、警

察当局に對しては常に協調的、奸意的

ことであつたといつています。

が、これがはたして何らかの、警察活動について影響があるのでしょうか。警察活動にたいへんに思ひます。それでは、先般も私は、公安委員長が出席されない際に、大分県の警察官殺害事件、あるいは帝国ホテルにおける外人殺害事件、あるいはせき事件等の捜査状況、あるいは見通し等についてお尋ねをしたのであります。これらについても、まだ何らの手がかりも出しておりません。そこへまた、このたびかような事件が二つも起きまして、しかもこれについては、率直に、警察が悪かったなどといふことを言われておるの

であります。国民党はいかにももう、

警察当局に対して、たよりない、こう

いう氣持を持っております。ことに誘

拐事件等は、全國の家庭に与える影響

がきわめて甚大であるのでございま

す。何か私は、警察がゆるんでおる、

あるいは警察がたるんでいるのじやな

いか、こういうふうな感じを持たざる

を得ないのであります。これは公安委

員長も御承知のように、この地方行政

委員会としましては、超党派的に、警

察当局に對しては常に協調的、奸意的

ことであつたといつています。

○國務大臣(篠田弘作君) 御指摘のとおり、最近非常にたくさん事件が起

こりまして、にせきあるいは帝国ホテ

ルの殺人事件等、まだ犯人検挙に至つ

ております。非常に遺憾でございま

すが、これらの事件は、みな犯人が逃

げておる、あるいはまだ隠れておるわ

けであります。結局だれが犯人であるかといふところが、今までわかつておらないのです。

ところで、この吉展ちゃんの事件並

いふうな状態で、われわれが警察當局

に非常な協力態勢をとつておるといふ

ことは御承知のとおりであります。そ

れでもなお、今日のような状態だ、こ

ういうことにつきましては、もつと私

は、この当面の問題でなくて、根本的

にひとつ警察制度そのものにまでさか

ねばならないのです。

○國務大臣(篠田弘作君) 昨日の公安

委員会におきまして、そういうことが

検討されまして、少なくとも捜査陣と

いうものを手に握り得る指揮者を今後

つけるということ。あるいはまた、吉展

ちゃん誘拐事件のような場合には、た

だ若い警察官であるとか、そういうこ

とばかりでなく、先ほど申しましたよ

うに、母親を説得し得るだけの、言い

かえれば何と申しますか、相当、貴様

うような場合に、もしその母親といふものに對して、相當説得力を持ち得るが、これがはたして何らかの、警察活動にたいへんに思ひます。それでは、先般も私は、公安委員長が出席されない際に、大分県の警察官殺害事件、あるいは帝国ホテルにおける外人殺害事件、あるいはせき事件等の捜査状況、あるいは見通し等についてお尋ねをしたのであります。これらについても、まだ何らの手がかりも出しておりません。そこへまた、このたびかような事件が二つも起きまして、しかもこれについては、率直に、警察が悪かったなどといふことを言われておるの

であります。国民党はいかにももう、

警察当局に対して、たよりない、こう

いう氣持を持っております。ことに誘

拐事件等は、全國の家庭に与える影響

がきわめて甚大であるのでございま

す。何か私は、警察がゆるんでおる、

あるいは警察がたるんでいるのじやな

いか、こういうふうな感じを持たざる

を得ないのであります。これは公安委

員長も御承知のように、この地方行政

委員会としましては、超党派的に、警

察当局に對しては常に協調的、奸意的

ことであつたといつています。

○國務大臣(篠田弘作君) 昨日の公安

委員会におきまして、そういうことが

検討されまして、少なくとも捜査陣と

いうものを手に握り得る指揮者を今後

つけるということ。あるいはまた、吉展

ちゃん誘拐事件のような場合には、た

だ若い警察官であるとか、そういうこ

とばかりでなく、先ほど申しましたよ

うに、母親を説得し得るだけの、言い

かえれば何と申しますか、相当、貴様

といいますか、説得力のあるような指揮官をつけなければいけない。

それから、捜査の仕方も、ただ旧式

な、経験だけで捜査をすると、

なことではなくて、もつと科学的な現

場の分析その他をやりまして、科学的

に捜査の指揮に当たれる人でなければ

いけない。こういうような面につきま

して非常にいろいろな意見が出まし

て、それに対する今後の対策をどうす

るかということは、最近に聞かれます

全国管区警備課長会議におきまして、

十分検討させるという結論になつてお

ります。

○小林武治君 警察の責任体制と申しますか、責任制度と申しますか、こう

いうことがどうもしっかり行なわれておらぬよう気もいたしますが、その点はどうですか。今のたとえば府県警察、国家警察、警察庁等の関係において。

○国務大臣(篠田弘作君) 国家公安委員会が直接地方の警察を指揮する権限

もございませんし、警察庁がまた直接捜査等について地方の各府県の県警本部といふものを指揮する権限というのも今守えられておりません。そういう点につきましては非常に不十分でございまして、各県がそれぞれ独自の判断で各県警本部において最高指揮をとるというような段階で、われわれ国家公安委員会あるいは警察庁は、それに

面あるいは対策という面に非常にやり合は、犯人が犯罪を犯しまして、その面から逃げまして、できるだけ警察の目から隠れるということありますのか、非常に捜査上あるいは警察運営上非常に不都合が起きているということ私は言えると思います。

○小林武治君 今の点は、ひとつぜひ検討を……。犯罪は單なる地方的なものじゃありません。どうしても今のよ

うな連鎖反応的に全國的な規模でもつて起きてくる。こういうことであります

ので、今の責任体制と申しますか、指揮系統と申しますか、こういうこと

について再検討してもらわなければい

けないときに来ているのじゃないかと

思いますが、その点どうですか。

○国務大臣(篠田弘作君) ただいま臨時行政調査会におきましてそういう点を参考として善処したい、こういふうに考えます。

○小林武治君 は近ごろ、公安警察も大事だが、刑事警察も大事だが、刑事警察も国民の日常生活にとってさらに大事だ。刑事警察のほうが軽視されるおののじやないかといふような批判もあります。私はその當否はどうかと思

いますが、その点はどうですか。

○国務大臣(篠田弘作君) 公安警察を重視して、刑事警察を軽視しておると、いろいろなことはございませんが、公安部

安警察の場合は大体集団あるいはまた安警察の場合が非常に多いの事前に予知できる場合が非常に多いの

でござりますけれども、刑事警察の場

合は、犯罪が孤立しております、ま

た、いつどこで起こるかということも

また予知できないために、防犯とい

う面あるいは対策という面に非常にやり

合は、犯人が犯罪を犯しまして、その

面にあるいは対策という面に非常にやり

合は、犯人が犯罪を犯しまして、その

面にあるいは対策という面に非常にやり

合は、犯人が犯罪を犯しまして、その

面にあるいは対策という面に非常にやり

合は、犯人が犯罪を犯しまして、その

面にあるいは対策という面に非常にやり

合は、犯人が犯罪を犯しまして、その

面にあるいは対策という面に非常にやり

ます。特に公安警察を重視して刑事警察を軽視するということはございません。民の信頼性といふものが相当あぶなくなっているということは御承知のとおりであります。ぜひととあなたの責任で、警察の規律なり訓練なり心がまえですね、こういふものについてもつとしっかりひとつやつてほしいと思いま

すが、そういう御決意はいかがですか。

○国務大臣(篠田弘作君) そういうと

とを非常に痛感いたしまして、現在のいろいろな問題によって国民の間に起

こった警察に対する不信感といふもの、これをなくするために、さらに一

そう信頼を高めるためにはどうしたら

いいかということでござりますが、こ

れには何と申しましても犯人を検挙す

るということが最大の急務でございま

す。それからまた、いろいろな世間には

健全なる精神状態の者ばかりもおりま

せんので、いろいろ模倣の問題等も起

つて参りますので、これを予防す

る。そのためにはいろいろ社会的な面

からも応援を受けることも必要であり

ますが、そういうことをしましても、

悪いことをすればすぐ検挙されるの

だ、非常に重い罪になるということが

わからば、幼児誘拐といふような問題

は少なくもなくなるのではないか、こう

いうふうに考えまして、目下のところ

にかく犯人を検挙しろという指令を今

おきておるのであります。

○小林武治君 もう一つ、最後に伺つて

誘拐に対する刑罰が軽過ぎる、外国に比べてもさよくな実情でありますので、これをもつと重くしようと、こういふ意見が強く行なわれておりますので、政府部内においても、この問題を

早急に何か結論を出すると、また結論を出さにやなるまいと思ひます。それ

についてどうお考えですか。

○國務大臣(篠田弘作君) これは幼児誘拐だけを重くするというわけには

なんかも新しい、たとえば交通法規に

よつて交通違反を犯した者は、即座に五千円ぐらゐの罰金を食つております。

それれども、人をひいたような場合で

もし、古い法律によりますと、罰金が三

十円とか、四十円とかいうことで、まあ

いいかといふことでござりますが、こ

れには何と申しましても犯人を検挙す

るということが最大の急務でございま

す。それからまた、いろいろな世間には

健全なる精神状態の者ばかりもおりま

せんので、いろいろ模倣の問題等も起

つて参りますので、これを予防す

る。そのためにはいろいろ社会的な面

からも応援を受けることも必要であり

ますが、そういうことをしましても、

悪いことをすればすぐ検挙されるの

だ、非常に重い罪になるということが

わからば、幼児誘拐といふような問題

は少なくもなくなるのではないか、こう

いうふうに考えまして、目下のところ

にかく犯人を検挙しろという指令を今

おきておるのであります。

○小林武治君 これはもうどうも最近

の流行で、差し迫つた問題のように思

うのですが、今の營利誘拐といふよ

うことは、場合によつたら臨時立法的

なものです。場合によつたら臨時立法的

なことは、場合によつたら臨時立法的

なことを考えていいのじゃないかと

思ひます。たとえば、ことしも暴力

行為を取り締まる法律なんといふもの

も出ておりますので、何か政府として

そういうことを早急に考えるつもりが

○國務大臣(篠田弘作君) この法律の改正の問題は、国家公安委員会の問題でござります。つまりは、むしろ犯罪……。

○國務大臣(篠田弘作君) 私は大賛成でございます。

○小柳勇君 わが党は、きのう中央執

行委員会で、あした以降この問題を徹底的に究明し、国民の不安を一掃することを決定したのであります。本格的な質問は、明日以降に譲りますが、今

の小林委員の質問に関連して四点、公

安委員長に質問をいたしたいと思う

なお、補足的に刑事局長を見えており

ますから、刑事局長からも答弁を求めたいと思います。

○國務大臣(篠田弘作君) 一つは、この責任の問題ですが、事

件のさなかに柏村長官がかわった。し

がって、柏村さんは、あの事件の責

任をとつたのじゃないかといふ世間の

うわさもある。まあ今公安委員長のお

話を聞きますと、責任は警察庁長官に

はない、各現場の県警本部長など、現

場の機関が権限を持つて捜査してお

るからといふやうな話であります。一

体警察庁長官は、そういうふうな権限を持

つて、できるだけそういうアンバランス

を直したい、こういうように考えま

すが、そういうことをしましても、

悪いことをすればすぐ検挙されるの

だ、非常に重い罪になるということが

わからば、幼児誘拐といふような問題

は少なくもなくなるのではないか、こう

いうふうに考えまして、目下のところ

にかく犯人を検挙しろという指令を今

おきておるのであります。

○小林武治君 これはもうどうも最近

の流行で、差し迫つた問題のように思

うのですが、今の營利誘拐といふよ

うことは、場合によつたら臨時立法的

なことは、場合によつたら臨時立法的

なことを考えていいのじゃないかと

思ひます。たとえば、ことしも暴力

行為を取り締まる法律なんといふもの

も出ておりますので、何か政府として

そういうことを早急に考えるつもりが

自身も就任以来五年になりますので、将来と申しますか、この統一地方選舉が終われば自分は勇退したいという希望を本人は持つておったそうです。たまたままあ、この問題を表面に出しましたことは、あるいは私の責任かもしませんが、従来大蔵省であるとか農林省であるとか建設省であるとか公団の総裁であるとか副総裁であるとか、あるいは金融公庫の総裁であるとかいう横すべりを非常にいたしているわけでございまして、これは適當なことであるかどうかということは十分検討されなければならない問題であると私は考えております。それに反しまして、私は考へておるとか自治省であるとか警察であるとか自治区の人々は、御承知のとおり、非常に退官後の待遇と申しますが、社会的な扱い方といふものは他の官庁に比べてほとんど、何と申しますか、食うくらいがぎりぎりのような待遇しか受けておらない。そこで私が國家公安委員長に就任をいたしまして、いろいろやりましたが、そのうちの一つは、この長い間のいわゆる刑事なら刑事といふものばかりをやっておった、試験を受けることのできない人の特別の任用の問題、あるいはまた警察官の退官後における、何と申しますか、地位の安定と申しますが、できるだけ生活に困らないような、そういう処遇を与えることが、それに続く警察官の意氣を、士気を高揚するのではないか。一生懸命に働いておれば将来はある程度めんどうがみてもらえるという、そういうふうにしたほうがいいんじやないかということを私考へておりました。たまたま住宅公団の副総裁が公取

の委員長に就任されるということになりました。そこで、私自身の黒星といふことで実は一応事件がおさまっておりませんが、もともと善意に出发したことでも押えることがいいんじやないかといふことで、実は建設大臣の河野君に対して、今度あつた住宅公団副総裁の地位をひとつ警察によさせという交渉を私がいたしました。河野君は、やつてもいきれども、一体だれをもつてくるのだということを、そのとき私の頭に浮かんだのは、もう五年もやっていふる警察署長官も近くはやめなければならぬだらうということを考へまして、いや、実は柏村君だとやう話をしました。そこで柏村君といふ名前が出ました。ところが、それはちょうど参議院の予算委員会での話でございまして、その周囲にはたくさんの人も見えておりました。したし、あるいはまた新聞記者もたくさんおりましたので予算委員会が終わってからすぐ柏村君を呼びました。実は自分がいたるやううに考へて、今、河野君にやううに考へておる人に責任を負はれておられることが、さつきの発言のようだ、今度の事件について非常に遺憾の意を表明しておられるこの重要な時期に長官の異動などということを考えられておられます。今、ここに辞表を持ておりますが、この辞表を四日の間に預けられたというものが真相です。

○小柳勇君 公安委員長はさつきから、今度の事件について非常に遺憾の意を表明しておられるこの重要な時期に長官の異動などということを考えられておられます。今、ここに辞表を預けられたというものが真相です。長官や刑事局長はもう指揮についてアドバイスするだけ、こういふよろずの思想に立つておるのではないかと心配するから質問するわけです。今までのいきつけは私は大して問題じゃございません。そういうことであるならば、現場の第一線の県警本部長ですべて、長官や刑事局長はもう手が出ないという情勢。警官でも第二線級、第三線級を刑事警官として投入しておるのではないか、そういう点について具体的に刑事局長から説明を求めておきます。

○小柳勇君 刑事局長、どうですかね。今責任の問題を小林委員も盛んに言われました。役人は辞表をふところにしてといふことを申しますが、最後の責任は私がとりますといふ腹を据えているのですが、承知していくもらいたと折衝しているのだが、それは君を別にやめさせることの意味ではなくて、そういういいポストがあるから交渉しているのだが、承知していくもらいたて仕事をするわけですが、柏村さんも誘拐事件の責任ではなさそうですね。県の本部長に一切の責任を負わせて、もう警察署長官や刑事局長は見てゐるだけ、そういうことを心配するあまり質問しておるわけです。その点どうです。

○国務大臣(篠田弘作君) これは先ほど申しましたよろしく、責任がないといふことはございません。ただ、現場の指揮をするという法律上の何といふことではございません。ただ、現実的には私が責任をとります。

○小柳勇君 第二の問題は、小林委員はつきり示してもらいたい。

○国務大臣(篠田弘作君) それは全国的に警察を建てるのか、

のではないか。今警察官に会つて話を聞きますと、率直に言います、公安や交通のほうが第一線で、治安のほうは忘れられつつある。そういうことで、一般の警官の増員もほとんどこれは交通に回つておる。公安のほうは、すぐもう労働運動などについては「から」で大きしたことないことでも調べておる。県警本部に参りましても、たとえば労働組合の第一線の組合の役員の行

かへ行こうとか、キャラメルをくれるとか言つても、ついていつちやいけないといふやうなことをめつけまして、そういうよなことをめつけられる、あるいは予防する、あるいは危険なところにひとりばつちでいるような子供は保護するとか、いろいろな方法があると思いますが、結局個人的にこれを防止するということは容易じやないと私考えます。実は、私のところに孫が三人おりまして、この問題が起つて以来相当心配しております。一人は幼稚園の二年生、一人は小学校の一年生、一人は愛育幼稚園の二年生、三人が別々の学校に行つておる。そうしますと、それじゃ三人について三人の女性さんを雇つてつけてやれるかというてもなかなかできません。また実際上それは子供の問題ですから、やれるとしましても、そのこと自体が子供の将来に教育上いかなる影響を及ぼすかという問題もございます。それからもう一つは、それでは子供に「おとなを見たらどうぼう」と思われるかと云つたとき、みんなおとなが来たと言つたら、みんな逃げちまえといふような教育をすることもなかなかむずかしい。警察はもちろんやらなければなりませんが、警察だけでは何千万という子供がおるわけありますから、それを全部保護するということも現在のところで、なかなかこれは警察だけの力ではなすかしい。そこでやはり私は、小暴力に対すると同じような社会的な対応をつけるべきだと思つておる。あるいは婦人団体なり、その他におきましてそういう危険な場面——迷子、あるいはまた、たとえば泣いていないか。警察は一体何をしたか。これ

る子供を引つ張つて、いこうとするとかは別としまして、一応は注意する、監視するという形のものを作つていかなければ——大体模倣する人間は常識を持つた人間でなくて、多少精神的な欠陥を持つた人間が模倣すると思いますので、そういう意味でそういう者をまた一方において監視するといふよりも、とにかく人間でないか。今のところ具体的にこうこうとくことは、きのうの国家公安委員会におきましても結論は出ておりませんが、近く刑事課長の会議を開きまして、そこでひとつ率直にどういう方法を具体的にとつたらいいかという検討をさせたい、こういふふうに考えております。

○小柳勇君 私は、これは課長会議の問題じゃないと思うのです。たとえば吉展ちゃんのお母さんを脅迫したあの声が、テレビラジオで流れています。これが効果があるかないかは、僕ら将来の問題として検討しなければなりませんが、実際あの声を聞いても、これが犯人だといって逮捕できる人間がいるかどうか問題だと思う。ところが、もしこれを逆に、こういうふうなことは、これは非常に重要なことでござります。それのみによってどうする御承知のとおり、きのう私はラジオに

は刑事課長会議の話じゃない、これは公安委員長、自分の話ですよ、それを聞いています。たとえばさつと別としまして、一応は注意する、監視するといふ形のものを作つていかなければ——大体模倣する人間は常識を持つた人間であるとか兄弟であるとかは親であるとか兄弟であるとされれば、その意味でそういう者をまた一方において監視するといふよりも、とにかく人間でないか。今のところ具体的にこうこうとくことは、きのうの国家公安委員会におきましても結論は出ておりませんが、近く刑事課長の会議を開きまして、そこでひとつ率直にどういう方法を具体的にとつたらいいかという検討をさせたい、こういふふうに考えております。

○國務大臣(篠田弘作君) そう一がいふふうに考えております。

○小柳勇君 私は、これは課長会議の問題じゃないと思うのです。たとえば吉展ちゃんのお母さんを脅迫したあの声が、テレビラジオで流れています。これが効果があるかないかは、僕ら将来の問題として検討しなければなりませんが、実際あの声を聞いても、これが犯人だといって逮捕できる人間は危険だということは当然わかりますから、茶畠のほうへも警官を配置すれば犯人はつかまつた。だから会議をする問題じゃないといつけれども、全国的に専門家を集めて会議をするといふことは、これは非常に重要なことでござります。それのみによってどうする御承知のとおり、きのう私はラジオに

第三回 三月二十八日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政法の一部を改正する法律案

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定及び第二十七条の三を第二十一条の四とし、第二十七条の二の規定を加える改正規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定及び第二十七条の三を第二十一条の四とし、第二十七条の二の規定を加える改正規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

この請願の趣旨は、第二三五三号と同じである。

九日受理

第一三六六号 昭和三十八年三月十

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願（二通）

請願者

福島県会津若松市馬場四ノ堅町四 小檜山庄

蔵外一名

この請願の趣旨は、第二三五三号と同じである。

九日受理

第一三八二号 昭和三十八年三月十

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願（二通）

請願者

北海道赤平市字茂尻六五 佐野兵治外一名

紹介議員

米田 勲君

この請願の趣旨は、第二三五三号と同じである。

九日受理

第一三八三号 昭和三十八年三月二十日受理

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願

請願者

山形市小白川町一 八八 結城秀雄

紹介議員

白井 勇君

この請願の趣旨は、第二三五三号と同じである。

十日受理

第一三九九号 昭和三十八年三月二十一日受理

地方自治関係団体職員の共済組合法制定に關する請願

請願者

群馬県前橋市小神明町六一三ノ二 小林重盛

外五十二名

紹介議員 柴谷 要君

国民健康保険団体連合会職員は、国民皆保険下の今日、社会保障の一環としての國保事務に、ほこりとともに安定した生活を基盤としててい身し、國民大衆の保健向上に寄与したいと、願いをこめて毎日の業務に精励しているものであるが、地方公務員共済組合法の適用をうけることができることに遺憾であるから、同職員のために「地方自治団体の関係職員共済組合法」を早急に制定し、統合単位である市町村公務員と同様の措置がなされるよう格段の配慮をせられたいとの請願。

する請願（第二三五三〇号）

第二五八〇号 昭和三十八年四月九日受理

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願

請願者 鳥取県倉吉市大原六〇

○ 種部長蔵

紹介議員 仲原 善一君

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

第二五一八号 昭和三十八年三月十九日受理

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願

請願者 東京都目黒区駒場町七

三〇 波多野収

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二三五三号と同じである。

第二三五〇号 昭和三十八年三月二十一日受理

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願

請願者 請岡県小笠郡菊川町半

一、六八四 落合宇

地方公務員共済組合法における組合員の範囲の既存権の確保に関する請願

この請願の趣旨は、第二三五三号と同じである。

第二三五〇号 昭和三十八年三月二十一日受理

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願

請願者 純介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二三五三号と同じである。

第二三五〇号 昭和三十八年三月二十一日受理

旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願

請願者 山形市大供二三ノ二間

七 内 鴻上芳雄外三名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に關する請願（第二五〇九号）（第二五一八号）

一、地方公務員共済組合法における組合員の範囲の既存権の確保に関する請願（第二五八四号）

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案

九日受理

地方公務員共済組合法における組合員の範囲の既存権の確保に関する請願

請願者 広島市国泰寺町三九広島市職員健康保険組合

理事長 加藤政夫外三

紹介議員 岩沢 忠恭君

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第八六七号と同じである。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員共済組合法における組合員の範囲の既存権の確保に関する請願

財産区 を

「第九章 財産及び营造物
第一節 財産

第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財務 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産予算 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

「第九章 財産及び营造物
第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財務 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産予算 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産現金及び有価証券 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

財産 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

に改める。

「第四章 財産区 を

第五章 財産区 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

第六章 財産区 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

第七章 財産区 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

第八章 財産区 第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節 第十一節 第十二節

第九章 財産及

第一条の二第三項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第二条第三項第四号から第六号までの各号中「營造物」を「施設」に改め、同項第八号中「罹災者の救護、交通安全護等」を「罹災者の救護、交通安全の保持等」に改め、同項第二十一号中「地方税、使用料(普通地方公共団体の經營する企業の徴収する料金、加入金又は夫役現品を賦課徴収する)、手数料、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収する」を「地方税を賦課徴収し、又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料を徴収する」に改め、同項第十二号中「基本財産又は減債基金その他の積立金穀等」を「基金」に改め、同条第五項第四号中「營造物」を「施設」に改める。

第十一条第二項中「この法律」を「法律」に、「財産及び營造物を共用する」を「役務の提供をひとしく受けける」に改める。

第十二条第一項及び第七十四条第一項中「地方税」を「地方税の賦課徴収並びに」、「手数料の賦課徴収」を「手数料の徴収」に改める。

第七十五条第一項中「当該普通地方公共団体の經營に係る事業の管理、出納その他の」を削り、同条第四項を削る。

第九十六条第一項第二号中「歳入歳出予算」を「予算」に改め、同項第三号中「決算報告」を「決算」に改め、同項第四号中「地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収」を「地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収」に改め、同項中第十一号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「訴訟」を「訴えの提起」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号から第九号までを次のように改める。

三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「訴訟」を「訴えの提起」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号から第九号までを次のように改める。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 前号に定める場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

八 負担附きの寄附又は贈与を受けること。

九 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独立的な利用をさせること。

第百五十二条に次の二項を加える。

前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員がその職務を代理する。

第百五十九条第一項第一号、第二号、第三第一号、第四第一号及び第五第一号中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第一項ただし書中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第百六十二条中「予算に関する説明書」を「第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書」に改める。

第百三十八条の二中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すこと。

四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

五 会計を監督すること。

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八 証書及び公文書類を保管すること。

前項の場合は、出納員を置かないことができる。

出納員は吏員のうちから、他の会計職員は吏員その他の職員のうちから、普通地方公共団体のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む)若しくは保管又是物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどなうこと。

出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができること。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができること。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができること。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

第百七十六条第一項中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第百八十六条の五第一項各号列記以外の部分中「及び委員会」の下に「及び委員」を加え、同項に次の二号を加える。

四 監査委員

第百八十一条の五第二項各号列記以

外の部分中「及び委員」を削り、同項

第六号を削り、同条第四項中「委員

由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰り越して使用することができる。

(債務負担行為)

第二百四十四条 岁出予算の金額、繰り越しの総額又は繰り越明許費の金額の範囲内におけるものを除くは、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならぬ。

(予算の内容)

第二百五十五条 予算は、次の各号に掲げる事項に因する定めから成るものとする。

一 岁入歳出予算

二 繼続費

三 繰り越明許費

四 債務負担行為

五 地方債

六 一時借入金

七 岁出予算の各項の経費の金額の流用

(歳入歳出予算の区分)

第二百六十六条 岁入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つてこれに大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第二百七十七条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入

歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、議会の否決した費用途に充てることができない。

(補正予算、暫定予算等)

第二百八十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会计年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

(予算の執行及び事故繰越し)

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く）に使用することができる。

(歳入歳出予算の区分)

第二百六十六条 岁入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つてこれに大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならぬ。

おいてその旨を議会に報告しなければならない。

(予算の送付、報告及び公表)

第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講する必要がないと認めるときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会计年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

(予算の執行及び事故繰越し)

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く）に使用することができる。

(歳入歳出予算の区分)

第二百六十六条 岁入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つてこれに大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならぬ。

らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

(予算の執行に關する長の調査権等)

第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらに属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

(第三節 収入)

第二百二十三条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に關する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 岁出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間ににおいて相互にこれを流用することができない。

ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流行することがで

きことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徵することができる。

(分担金)

第二百二十四条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

2 地方税を賦課徴収することができる者は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行なう等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるものに適用する。

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の第四項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用に

第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、これを議会に提出してはならない。

(予算の送付、報告及び公表)

第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講する必要がないと認めるときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会计年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

(予算の執行及び事故繰越し)

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く）に使用することができる。

(歳入歳出予算の区分)

第二百六十六条 岁入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つてこれに大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならぬ。

(予備費)

第二百七十七条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入

つき使用料を徴収することができ
る。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収する
ことができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができ
る。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができ
る。

2 普通地方公共団体は、他の法律に定める場合のほか、政令の定めによるところにより、当該普通地方公共団体の長又は委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他の公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

3 前項の手数料は、当該普通地方公共団体の收入とする。
(分担金等に關する規制及び罰則)

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 前項の手数料は、当該普通地方公共団体の收入とする。

2 第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び前条第一項の手数料に關する事項については条例で、同条第二項の手数料に關する事項については政令で定めるものを除くほか、規則でこれを定めなければならない。
許偽その他不正の行為により、
分担金、使用料、加入金又は前条第一項の手数料の徴収を免れた者については条例で、同条第二項の

手数料の徴収を免れた者について
は規則で、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができ
る。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第二百二十九条 第二百三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

4 第二百三十一条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合に限り、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

3 前項の規定により、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けること

ができる。

4 第二百三十二条 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収について、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法等

5 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

6 第二百三十三条 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに關する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十

8 議会は、前項の規定による審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(地方債)

6 第二百三十四条 第二百三十五条の規定により、當該歳入は、はじめから支払の拒絶があったときは、当該歳入は、はじめて支払がなかつたものとみなす。この場合における當該証券の処分に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

7 普通地方公共団体の長は、前項の規定による歳入について、証券を支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、当該歳入並びに當該歳入に係る前項の手数料及び過料について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれららの徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

8 普通地方公共団体の長は、前項の規定による歳入について、証券を支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、当該歳入並びに當該歳入に係る前項の手数料及び過料について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれららの徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

9 普通地方公共団体の長は、前項の規定による歳入について、証券を支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、当該歳入並びに當該歳入に係る前項の手数料及び過料について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれららの徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(督促、滞納処分等)

10 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

11 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

12 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに關する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十

5 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

6 第二百三十五条 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに關する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに關する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十

8 議会は、前項の規定による審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

(証紙による収入の方法等)

9 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

10 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

11 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

12 普通地方公共団体の長が処分の提出した前四項の規定による処分の書類の送達及び公示送達について、地方税の例による。

9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができる。

10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これをすることができる。

第四節 支出

(経費の支弁等)

第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、当該普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関が法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する國、他の地方公共団体その他の公共団体の事務を管理し、又は執行するためには必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体又はその長、委員会若しくは委員若しくはこれらの管理に属する機関をして國の事務を処理し、管理し、又は執行させる場合においては、國は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為といふ)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(支出負担行為)

第二百三十二条の四 出納長又は収入役は、普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができない。

(支出の方法)

第二百三十二条の四 出納長又は収入役は、普通地方公共団体の長の命令を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過していないものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

第五節 決算

(決算)

第二百三十三条 出納長又は収入役は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他の政令で定める書類とあわせて普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためだければ、これをすることができる。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができる。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところによ

り、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、出納長又は収入役は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 前項の金融機関は、出納長又は収入役の振り出した小切手の呈示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

(歳計剩余金の処分)

第二百三十三条の二 各会計年度において決算上剩余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剩余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

(決算)

第二百三十三条の二 各会計年度において決算上剩余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剩余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあたっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策

の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決とあわせて、都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

4 普通地方公共団体が競争入札につけ入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又は、当該普通地方公共団体の委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わらうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他の契約の締結の方法に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一

(現金出納の検査及び公金の取扱い)

六 株券、社債券(特別の法律に規定するもの)

で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(監査)

六 株券、社債券(特別の法律に規定するもの)

部又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金(政令の定めによるものによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(長期継続契約)
第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百四条の規定にかかるらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは公衆電気通信の役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならぬ。

(第七節 現金及び有価証券)
第二百三十五条 第二百三十五条の二 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

(一時借入金)
第二百三十五条の三 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

(二 前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(現金及び有価証券の保管)
第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

れば、これを保管することができます。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促

は、民法第百五十三条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

六 株券、社債券(特別の法律に規定するもの)

等の監査)及び地方債証券

で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(現金出納の検査及び公金の取扱い)

六 株券、社債券(特別の法律に規定するもの)

(監査委員は、必要があると認め

るとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

2 監査委員は、必要があると認められたとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金(以下「歳入歳出外現金」という。)には、利子を付さない。

(出納の閉鎖)
第二百三十五条の五 普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十日をもつて閉鎖する。

(第八節 時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公有財産に関する権利)
第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実施について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができ

(公有財産の範囲及び分類)

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公

(公有財産)

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公

(公有財産の範囲及び分類)

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公

(公有財産)

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公

しようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廢止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならぬ。

(職員の行為の制限)
第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払ふこと、譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、

第三百三十九条の四 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払ふこと、譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、

第三百三十九条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払ふこと、譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、

第三百三十九条の六 旧來の慣行によつて市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

(普通財産の管理及び処分)
第二百三十九条の七 第二百三十九条の八 普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

3 行政財産は、その用途に供せられず、又はこれをその用途に供することができない。

4 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用について、公

5 第二項及び第三項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲り受ける場合にこれを準用する。

6 前項に定めるもののほか普通財産の売払いに關する必要な事項及び借家法(大正十年法律第五十号)の規定は、これを適用しない。

に違反する行為があると認めるとときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(普通財産の管理及び処分)
第二百三十九条の九 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払ふこと、譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國、地方公共団体その他公共団体において生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

4 前項の規定により普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供せられなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せせず、又はこれをその用途に供することができない場合は、當該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 第二項の規定による許可を受けてする行政財産の使用について、公

6 前項に定めるもののほか普通財産の売払いに關する必要な事項及び借家法(大正十年法律第五十号)の規定は、これを適用しない。

普通財産の交換に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(旧慣による公有財産の使用)
第二百三十九条の十 旧來の慣行によつて市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

(行政財産の使用)
第二百三十九条の十一 普通地方公共団体の所有に属する財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(行政財産を使用する権利)
第二百三十九条の十二 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(行政財産を使用する権利)
第二百三十九条の十三 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(行政財産を使用する権利)
第二百三十九条の十四 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(行政財産を使用する権利)
第二百三十九条の十五 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(物品)
第二百三十九条の十六 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(物品)
第二百三十九条の十七 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(物品)
第二百三十九条の十八 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(物品)
第二百三十九条の十九 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

(物品)
第二百三十九条の二十 普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利についての不服申立て

2 前項の規定による審査請求(第一項に規定する権利に關する処分についての不服申立て)を行つたときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に關する处分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 普通地方公共団体の所有に属する動産で普通地方公共団体が保管するもの(以下「占有動産」という。)の管理に關し必要な事項は、政令

4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 普通地方公共団体の所有に属する動産で普通地方公共団体が保管するもの(以下「占有動産」という。)の管理に關し必要な事項は、政令

3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 普通地方公共団体の所有に属する動産で普通地方公共団体が保管するもの(以下「占有動産」という。)の管理に關し必要な事項は、政令

**五 歳入歳出外現金となるべき金
錢の給付を目的とする債権**

**六 寄附金に係る債権
基金に属する債権**

(基金) 第四款 基金

第二百四十二条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確かに効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のために運用され得る財産を超過して預けられ、契約の締結者しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされたことが相当の確実さをもつて予測される場合を含む)と認めるとき、又は違法若しくは不當に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」といふ)があると認めるときは、これを作成し、これを監査委員に提出ししなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第四項の書類とあわせて議会に提出しなければならない。

6 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出

納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

7 前五項に定めるもののほか、基金の管理及び処分に關し必要な事項は、条例でこれを定めなければならぬ。

第十節 住民による監査請求及び訴訟

(住民監査請求)

求及び訴訟

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不當な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされたことが相当の確実さをもつて予測される場合を含む)と認めるとき、

又は監査委員が同条第三項の規定による監査若しくは勧告を同条第四項の期間内に行なわなければならぬ。この場合は、當該監査若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第七項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講すべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人へ通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならぬ。

5 監査委員は、第三項の規定による監査を行なうにあつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない。

6 第三項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合意によるものとし、第六十日を経過した日から三十日以内にこれを行なわなければならぬ。

7 第三項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告が同一の請求をもつて次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号の請求は、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限るものとし、第四号の請求中職員に対する不当利得の返還請求は、当該職員に利益存する限度に限るものとする。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該行為の違法確認の請求

四 普通地方公共団体に代位して

当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行ない、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してそ

る旨を書面により同項の規定によく、これを公表し、請求に理由が

あると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執

行機関又は職員に対し期間を示

して必要な措置を講すべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人へ通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定によく、これを公表しなければならない。

5 監査委員は、第三項の規定による監査を行なうにあつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない。

6 第三項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合意によるものとし、第六十日を経過した日から三十日以内にこれを行なわなければならぬ。

7 第三項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告が同一の請求をもつて次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号の請求は、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限るものとし、第四号の請求中職員に対する不当利得の返還請求は、当該職員に利益存する限度に限るものとする。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差

止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該行為の違法確認の請求

四 普通地方公共団体に代位して

係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による訴訟が係

りの請求若しくは不当利得返還

の請求又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に対する法

律関係不存在確認の請求、損害賠償の請求、不当利得返還の請求、原状回復の請求若しくは妨害排除の請求

2 前項の規定による訴訟は、次各号に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧

告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の

通知があつた日から三十日以内に不服がある場合は、當該監査委員の通知があつた日から三十日以内に提起しなければならない。

二 監査委員の勧告を受けた議

會、長その他の執行機関又は職

員の措置に不服がある場合は、

當該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内に提起しなければならない。

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行なわないのであれば、当該六十日を経過した日から三十日以内に請求をした

監査委員が請求をした日から三十日以内に監査又は勧告を行なわなければならぬ。

四 監査委員の勧告を受けた議會、長その他の執行機関又は職

員が措置を講じない場合は、當該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内に監査又は勧告を行なわなければならぬ。

5 第一項の規定による訴訟は、當該普通地方公共団体の事務所の所

在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6 前四項に定めるものほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

7 第一項第四号の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

（十一節 雜則）
（個人の公金取扱いの制限）
第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。（職員の賠償責任）

第一百四十三条の二 出納長若しくは収入役若しくは出納長若しくは収入役の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失により、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規

則で指定したもののが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一 支出負担行為
二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
三 支出又は支払監督又は検査

四 第二百三十四条の二第一項の

前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任するものとする。

5 第三項本文の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

6 第三項の規定による処分に不服ある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。

7 普通地方公共団体の長は、前項の規定による異議申立てがあつた委員に対し、その事實があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。ただし、同項前段の場合にあつては

第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定はこれを適用しない。

8 議会は、前項の規定による諸問題があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
9 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定はこれを適用しない。

（財政状況の公表等）

の他やむを得ない事情によるものであるとの證明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を識しなければならない。

2 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、毎事業年度、政令で定めるそ

の経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（普通地方公共団体の財政の運営に関する事項等）

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不當な差別的取扱いをしてはなら

ない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

4 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、

团體は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管

理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（政令への委任）

5 第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調整の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他の財務に關し必要な事項は、この法律に定めるものはない。

6 第二百四十四条の二 普通地方公共団体の財政と國の財政との關係等に関する基本原則については、この法律に定めるもののが、別に法律でこれを定める。

7 普通地方公共団体の長は、前項の規定による異議申立てがあつた委員に対し、その事實があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。ただし、同項前段の場合にあつては

第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定はこれを適用しない。

8 議会は、前項の規定による諸問題があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定はこれを適用しない。

（財政状況の公表等）

政に關する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体は、正當な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不當な差別的取扱いをしてはなら

ない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

4 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、

团體は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く

ほか、公の施設の設置及びその管

理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（政令への委任）

5 第二百四十五条の二 普通地方公共団体の財政と國の財政との關係等に関する特例」を「第十二章 大都市に関する特例」、「第十三章 普通地方公共団体との關係及び普通地方公共団体相互間の關係」を「第十

章 国と普通地方公共団体との關係及び普通地方公共団体相互間の關係」に改め、第九章の次に次の二章

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、得なければならない。

4 普通地方公共団体は、公の施設の利用に関する規則を設けることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の

團體の公の施設の利用）

5 第二百四十六条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施

設（これを公の施設といふ。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体は、正當な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不當な差別的取扱いをしてはなら

ない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

4 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、

团體は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く

ほか、公の施設の設置及びその管

理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（政令への委任）

5 第二百四十七条の二 普通地方公共団体の財政と國の財政との關係等に関する特例」を「第十二章 大都市に関する特例」、「第十三章 普通地方公共団体との關係及び普通地方公共団体相互間の關係」を「第十

章 国と普通地方公共団体との關係及び普通地方公共団体相互間の關係」に改め、第九章の次に次の二章

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、得なければならない。

4 普通地方公共団体は、公の施設の利用に関する規則を設けることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の

團體の公の施設の利用）

5 第二百四十八条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施

また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議會の議決を経なければならない。
(公の施設を利用する権利に関する处分についての不服申立て)

4 普通地方公共団体の長がした処分については、都道府県知事に市町村長がした公の施設を利用する権利に関する处分に不服がある者は、都道府県知事がした処分についての不服申立てを提出することができる。

除く)があつたときは、議會に諮詢してこれを決定しなければならない。
5 議會は、前項の規定による諮詢があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については、都道府県知事に再審査請求をすることができる。
7 第二百四十五条の四を第二百五十五条の四とし、第二百五十五条の三を第二百五十五条の四とし、第二百五十五条の二を第二百五十五条の三とし、第二百五十五条の二を第二百五十五条の四とし、第二百五十五条の三を第二百五十五条の四とする。

8 第二百四十六条の三中「第二百四十五条の三」を「第二百四十五条の三」に改める。
9 第二百四十七条第一項中「前項」を「第二百四十九条第一項に規定する」に改め、同条第一項及び第五項を削る。
10 第二百五十三条中、「第二百一七十七条の借入金を除く外」を削り、「利息の定率」を「利率」に改める。
11 第二百五十二条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。
12 第二百五十二条第四号中「物品若しくは」を削り、「營造物の設置、管理及び処分」を「公の施設の設置、管理及び処分」に改め、「公の施設の設置、管理及び廃止」に改める。

13 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分府の直近上級行政府でない上級行政府でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に對してするものとする。
14 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については、都道府県知事に再

第五章 地方開発事業團

第一節 総則

審査請求をすることができる。
第二百六十二条第二項中「若しくは」は第二百十三条规定による投票」を削る。

第二百九十八条 普通地方公共団体

は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく次の各号に掲げる事業

で当該普通地方公共団体の事務

するものを総合的に実施するた

め、他の普通地方公共団体と共に

して、これらの事業の実施を委託す

べき地方開発事業團(以下「事業團」といふ。)を設けることができる。

第二百九十九条 普通地方公共団体

(設置)

は、議會が行うを「委員会が行

く。)に対する裁決に不服がある者

は、都道府県知事がした裁決につ

いては自治大臣、市町村長がした

裁決については都道府県知事に再

過料の処分についての審査請求(第二項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については、都道府県知事に再

一 名称	二 設置団体たる普通地方公共団体
三 事務所の位置	四 理事及び監事の定数
五 理事長、理事及び監事の選任	六 及び解任の方法並びに任期
七 事業団の職員の身分取扱いに	八 事業団の経費の支弁の方法
九 設置団体の出資に関する事項	十 公告の方法
十一 設置団体に伴う事業団の権利義務	十二 解散に関する事項
十三 第三百百条 設置団体は、その議会の議決を経てする協議により、事業団に委託すべき事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を決定しなければならない。	十四 の承継に関する事項
十五 第三百百一条 設置団体は、その議会の議決を経てする協議により、事業団に委託すべき事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を決定しなければならない。	十六 設置団体は、前項の規定により設置団体に委託された事業を、以下同じ。に係る施設又は土地の移管(当該移管に伴う設置団体への権利義務の引継ぎを含む。)又は処分に關する事項
十六 第三百百二条 設置団体は、第二百九十九条第一項第一号に掲げる事業(分譲住宅の建設を除く。)を完了したときは、当該事業に係る施設を設置団体又は設置団体の長に移管し、分譲住宅の建設又は同項第二号に掲げる事業を完了したときは、当該事業に係る住宅又は土地を处分し、又は設置団体若しくは設置団体の長に移管するものとする。	十七 その他必要な事項
十七 第三百百三条 設置団体は、あらかじめ事業団の意見をきかなければならぬ。	十八 第三百百四条 設置団体は、第一項の規定により事業計画を決定しようとするときは、あらかじめ事業団の意見をきかなければならぬ。
十八 第三百百四十五条 設置団体が事業計画を変更しようとするとするときは、前四項の規定の例による。	十九 第三百百四十六条 設置団体は、第一項の規定により事業計画を決定しようとするときは、あらかじめ事業団の意見をきかなければならぬ。

(事業計画の内容)	
第一三百百一条 事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。	第一 委託すべき事業の種類及びその内容並びに関係設置団体
第二三百四条 事業計画に、理事長、理事及び監事(以下本条において「理事長等」という。)を置く。	二 財政計画
第三三百四十五条 設置団体が負担すべき経費の負担区分	三 設置団体が起こそうことができる事務を総理する。
第四三百四十六条 事業団が起こそうことができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の事務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。	四 理事は、規約の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を代理する。
第五三百四十七条 事業団が起こそうする地方債の償還に関する事項	五 理事長は、事業団を代表し、そ
第六三百四十八条 受託事業(前条第三項の規定により事業団に委託された事業をいう。以下同じ。)に係る施設又は土地の移管(当該移管に伴う設置団体への権利義務の引継ぎを含む。)又は処分に關する事項	六 事業団は、理事長を代理する。
第七三百四十九条 その他必要な事項	七 事業団は、理事長を代理する。
第八三百五十条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	八 事業団は、理事長を代理する。
第九三百五一条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	九 事業団は、理事長を代理する。
第十三百五十二条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十 事業団は、理事長を代理する。
第十一三百五十三条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十一 事業団は、理事長を代理する。
第十二三百五十四条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十二 事業団は、理事長を代理する。
第十三三百五十五条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十三 事業団は、理事長を代理する。
第十四三百五十六条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十四 事業団は、理事長を代理する。
第十五三百五十七条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十五 事業団は、理事長を代理する。
第十六三百五十八条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十六 事業団は、理事長を代理する。
第十七三百五十九条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十七 事業団は、理事長を代理する。
第十八三百六十条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十八 事業団は、理事長を代理する。
第十九三百六十一条 事業団は、理事長及び理事をもつて組織する。	十九 事業団は、理事長を代理する。

(理事長等)	
第一三百四条 事業団に、理事長、理事及び監事(以下本条において「理事長等」という。)を置く。	第一三百四条 事業団に、理事長、理事及び監事(以下本条において「理事長等」という。)を置く。
第二三百四十五条 設置団体が起こそうすることができる事務を総理する。	第二三百四十五条 設置団体が起こそうすることができる事務を総理する。
第三三百四十六条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第三三百四十六条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第四三百四十七条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第四三百四十七条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第五三百四十八条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第五三百四十八条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第六三百四十九条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第六三百四十九条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第七三百五十条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第七三百五十条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第八三百五十一条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第八三百五十一条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第九三百五十二条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第九三百五十二条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十三百五十三条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十三百五十三条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十一三百五十四条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十一三百五十四条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十二三百五十五条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十二三百五十五条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十三三百五十六条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十三三百五十六条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十四三百五十七条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十四三百五十七条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十五三百五十八条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十五三百五十八条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十六三百五十九条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十六三百五十九条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十七三百六十条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十七三百六十条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十八三百六十一条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十八三百六十一条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。
第十九三百六十一条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。	第十九三百六十一条 事業団が起こそうすることができる事務を総理するところに、事業団を代表し、理事長を代理する。

(会計)	
第一三百八条 事業団の事業の經理は、会計を設けて行なうものとする。	第一三百八条 事業団の事業の經理は、会計を設けて行なうものとする。
第二三百八一条 事業団は、法令に違反しない限りにおいて、その処理する事務に關し必要な事項について、事業団規則を制定することができる。	第二三百八一条 事業団は、法令に違反しない限りにおいて、その処理する事務に關し必要な事項について、事業団規則を制定することができる。
第三三百八十二条 事業団は、助役とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。	第三三百八十二条 事業団は、助役とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。
第四三百八十三条 事業団の事業年度は、普通地方公共団体の会計年度によるとする。	第四三百八十三条 事業団の事業年度は、普通地方公共団体の会計年度によるとする。

(予算)	
第一三百九条 事業団は、毎事業年度予算を作成しなければならない。	第一三百九条 事業団は、毎事業年度予算を作成しなければならない。
第二三百九一条 事業団は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、既定予算の補正をすることができる。	第二三百九一条 事業団は、予算を作成しなければならない。
第三三百九十二条 事業団は、前二項の規定により予算を作成し、又は補正したときは、直ちにこれを設置団体の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。	第三三百九十二条 事業団は、前二項の規定により予算を作成し、又は補正したときは、直ちにこれを設置団体の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。
第四三百九十三条 事業団は、予算の線越しを得て、理事長がこれを命ずる。	第四三百九十三条 事業団は、予算の線越しを得て、理事長がこれを命ずる。
第五三百九十四条 第三節 財務	第五三百九十四条 第三節 財務
第六三百九十五条 第三百七条 第二項中「普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役」とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。	第六三百九十五条 第三百七条 第二項中「普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役」とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。

(会計事務)

第三百十一条 事業団の会計事務は、理事長が行なう。ただし、理事長は、必要があるときは、理事会の議を経て指定する金融機関に現金の出納事務を取り扱わせることができる。

2 事業団の出納(特定事業に係るもの)を除く。)は、翌年度の五月三十日をもつて閉鎖する。

(決算)

第三百十二条 事業団は、毎事業年度、出納閉鎖後(特定事業については、事業年度終了後)二箇月以内に決算を作成し、かつ、その要領を公表しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により決算を作成したときは、事業報告書その他政令で定める書類とあわせて、遅くとも八月三十一日までに設置団体の長に提出しなければならない。この場合においては、当該決算及び書類に関する監事の意見を受けなければならない。

3 設置団体の長は、前項の規定により決算の提出を受けたときは、これをすみやかに当該設置団体の議会に報告しなければならない。

4 第一項の決算について作成すべき書類は、政令でこれを定める。

(剰余金)

第三百十三条 事業団は、特定事業について、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、翌年度に繰り越さなければならない。

(財務に関する規定の準用)

第三百十四条 第二百八条第二項、第二百十条、第二百十四条、第二百五十五条(第二号及び第三号を除く。)、第二百六条、第二百二十一条第一項及び第二項、第二百二十一条第二項、第二百三十二条、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の五まで、第二百三十九条、第二百四十三条、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十三条の二第一項から第五項まで及び第九項、第二百四十三条の三第一項並びに第二百四十三条の五の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

2 第二百三十条並びに地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二条)第二十条、第二百十九条、第三十二条第五項及び項六項、並びに第三十二条の二の規定は、特定事業に係る財務についてこれを準用する。

(監査の報告)

第三百十五条 監事は、監査の結果を理事長及び設置団体の長に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

2 設置団体の長は、前項の報告を受けたときは、これを当該設置団体の議会に報告しなければならない。

(事務等の受託)

第三百十六条 事業団は、受託事業の実施に必要な範囲内で、設置団体若しくは設置団体の長から委託を受けて設置団体の事務若しくは設置団体の長の権限に属する国事務を行ない、又は受託事業の実施に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他公共団体から委託を受けて受託事業に関連する事業を行なうことができる。

(解散)

第三百十七条 事業団は、すべての受託事業の完了又は設置団体がその議会の議決を経てする協議により解散する。

2 前項の規定により事業団が解散するときは、設置団体は、第二百九十八条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の規定により事業団が解

散したときは、設置団体は、規約の定めるところにより、当該事業団に属する一切の権利義務を承継する。

(準用規定)

第三百十八条 第五百十条、第五百一十一条第一項、第二百四十五条から第二百四十五条まで及び第二百四十五条の二第一項を准用する。

第四節 雜則

第三百十九条 普通地方公共団体に関する規定及び地方公営企業法の規定を事業団について準用する場合における技術的訛替えは、政令でこれを定める。

附則第二十条の二の次に次の二条を加える。

第二十条の三 昭和四十一年十二月三十日までの間に第八条第三項の規定により町村を市とする処分をする場合における同条第一項第一号に規定する人口は、第二百五十四条の規定にかかわらず、当該町村の人口に關して最近に行なわれた統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条の規定による指定統計調査の結果による人口とする。

別表第一中第一号の九を第一号の十二とし、第一号の五から第一号の八までを三号ずつ繰り下げ、同表第一号の四中「述べ、地籍調査に関する経験」を「述べる」とし、同号の次に次の二号を加える。

3 第一項の規定により事業団が解

散したときは、設置団体は、規約の定めるところにより、当該事業団に属する一切の権利義務を承継する。

ら第二百四十六条の四まで、第二百五十条及び第二百五十三条の規定は事業団について、第二百五十六までの規定は第三百六十六条の規定により事業団が設置団体の事務又は設置団体の長の権限に属する事務の委託を受ける場合についてこれを準用する。

都道府県が当該市町村に協力し講じようとする措置の計画について協議に応じ、及び当該政令への委任)

こと。

十二とし、第一号の五から第一号の八までを三号ずつ繰り下げ、同表第一号の四中「述べ、地籍調査に関する経験」を「述べる」とし、同号の次に次の二号を加える。

一の十五 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)の定めるところにより、市町村が作成し、又は変更する総合整備計画について協議に応じ、及び当該

都道府県計画及び事業計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第一中第一号の九を第一号の十二とし、第一号の五から第一号の八までを三号ずつ繰り下げ、同表第一号の四中「述べ、地籍調査に関する経験」を「述べる」とし、同号の次に次の二号を加える。

一の七 土地調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)の定めるところにより、国土調査事業十箇年計画について意見を述べ、地籍調査に関する都道府県計画及び事業計画を定め、事業計画に基づく地籍調査を行なう等の事務を行ない、並びに市町村又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の一部を負担することを「述べる」とし、同号の次に次の二号を加える。

別表第一中第一号の十一を第一号の十六とし、第一号の十を第一号の十三とし、同号の次に次の二号を加える。

一の十四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の定めるところにより、基本計画について意見述べ、及び基本計画に基づく事業を実施すること。

一の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)及

びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県地域防災計画を作成し、災害予防を実施し、災害時における職員の派遣等の事務を行ない、応急措置を実施するため特に必要があるときに、関係者に対し従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員をして施設、土地、家屋等に立入検査させ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徵し、災害時における交通を禁止し、又は制限し、他の都道府県知事に対し応急措置の実施について応援を求め、及び都道府県知事の行なう応急措置に係る損失補償等をする等災害応急対策を実施し、その他防災に関する事務を行なうこと。

一の三 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方職員共済組合等又は都職員共済組合に対する組合員である都道府県職員等の掛金及び都道府県負担金を払い込み、組合員である都道府県職員等の異動、給与等に關する予報、警報等を関係機関、住民等に伝達し、消防機関又は水防団に出动を命じ、災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措施を行なうこと。

九の二 ばい煙の排出の規制等に關する法律（昭和三十七年法律第百四十六号）の定めるところ加える。

により、ばい煙の排出を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。
別表第一第二十八号の三中「又は首都高速道路公団」を、「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改め、「工事実施計画書」の下に「又は日本道路公团、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団の管理する有料道路の占用の許可等」を加える。

別表第一中第二十八号の七を第二十八号の九とし、第二十八号の六を第二十八号の八とし、第二十八号の五を第二十八号の七とし、第二十八号の四の次に次の二号を加える。

二十八の五 阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。

二十八の六 建築物用地下水の採取の規制に關する法律（昭和三十七年法律第百号）の定めるところにより、建築物用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第二号中「（二）を削り、（二）を（一）とし、（二）の次に次のようにより加える。

（二） 災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村地域防災計画を作成し、災害予防を実施し、災害時において職員を派遣し、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民等に伝達し、消防機関又は水防団に出动を命じ、災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措施を行なうこと。

三十人の二 自動車の保管場所の確保等に關する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の定めるところにより、道路等における駐車の禁止又は制限に関する事務を行なうこと。

別表第一第二号（一）を同号（一）の二と号を加える。

三十人の二 自動車の保管場所の執行に必要な事務を行なうこと。

別表第一第九号の次に次の二号を加える。

九の二 ばい煙の排出の規制等に關する法律（昭和三十七年法律第百四十六号）の定めるところ

し、同号に（一）として次のように加え る。

(一) 地方公務員共済組合法及びこれに基づく政令の定めると

ころにより、指定都市職員共

済組合又は都市職員共済組合

に対し、組合員である市職員の掛金及び市負担金を払い込

み、組合員である市職員の異動、給与等に關し報告する等

指定都市職員共済組合又は都

市職員共済組合の業務の執行

に必要な事務を行なうこと。

（第二百五十二条の十九第一項）の指定都市又は都市職員共済組合を組織している市に限

る。）

別表第二第一号（一）中「又は改廃」を

「若しくは改廃又は日本道路公団の管理する有料道路の占用の許可等」

に改める。

別表第二第二号中「（二）を削り、（二）を（一）とし、（二）の次に次のようにより加える。

（二） 災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村地域防災計画を作成し、災害予防を実施し、災害時において職員を派遣し、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民等に伝達し、消防機関又は水防団に出动を命じ、災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措施を行なうこと。

別表第二第二号（一）の二とし、（二）の次に次の二号を加える。

（二） 農地に係る公共的施設の総合整備のための財政上

の特別措置等に關する法律の定めるところにより、都道府

県知事との協議により総合整

備計画を作成し、又は変更

すること。

（二） 農地に係る公共的施設の総合整備のための財政上

の特別措置等に關する法律の定めるところにより、都道府

県知事との協議により総合整

備計画を作成し、又は変更

すること。

別表第二第一号（一）を同号（一）の二と

及ぶ当該警戒区域への入り

を制限し、応急措置を実施す

るため緊急の必要があるとき

に、他人の土地、建物その他の

の工作物を一時使用し、土

石、竹木その他の物件を使

用し、若しくは収用し、又は

工作物等の除去その他必要な

措置を講じ、他の市町村長等

又は都道府県知事等に対し応

急措置について応援を求め、又は応急措置の実施を要請

し、並びに市町村長の行なう

応急公費負担等の処分に係る

損失補償等をする等災害応急

対策を実施し、その他防災に

関する事務を行なうこと。

別表第二第二号（一）の四中「首

都高速道路公团」を、「工事実施計画書」の下に「又は首都高速道路公团若しくは阪神高速道路公团の管理する有料道路の占用の許可等」を加える。

別表第二第二号（一）の四中「市町村職員共済組合及び市町村職員

管理する有料道路の占用の許可等」

に改める。

別表第二第二号（一）の二とし、（二）の次に次の二号を加える。

（二） 農地に係る公共的施設の総合整備のための財政上

の特別措置等に關する法律の定めるところにより、都道府

県知事との協議により総合整

備計画を作成し、又は変更

すること。

（二） 農地に係る公共的施設の総合整備のための財政上

の特別措置等に關する法律の定めるところにより、都道府

県知事との協議により総合整

備計画を作成し、又は変更

すること。

別表第二第一号（一）を同号（一）の二と

及ぶ当該警戒区域への入り

律（昭和三十七年法律第百十

九号）の定めるところによ

り、市街地につき区域を定

め、当該区域について街区符

号及び住居番号又は道路の名

称及び住居番号をつけ、これ

らの事項を告示するととも

並びに住居表示台帳を備える

等の事務を行なうこと。

別表第二第二号（一）の四中「首

都高速道路公团」を、「工事実施計画書」の下に「又は首都高速道路公团若しくは阪神高速道路公团の管理する有料道路の占用の許可等」を加える。

別表第二第二号（一）の二とし、（二）の次に次の二号を加える。

（二） 農地に係る公共的施設の総合整備のための財政上

の特別措置等に關する法律の定めるところにより、都道府

県知事との協議により総合整

備計画を作成し、又は変更

すること。

（二） 農地に係る公共的施設の総合整備のための財政上

の特別措置等に關する法律の定めるところにより、都道府

県知事との協議により総合整

備計画を作成し、又は変更

すること。

別表第二第一号（一）を同号（一）の二と

及ぶ当該警戒区域への入り

すること。

別表第二第一号（一）を同号（一）の二と

及ぶ当該警戒区域への入り

すること。

別表第二第一号（一）を同号（一）の二と

及ぶ当該警戒区域への入り

すること。

別表第二第一号（一）を同号（一）の二と

及ぶ当該警戒区域への入り

すること。

別表第三第一号(一)の四の次に次の
よう加える。

(一)の五 首都圈市街地開発区域

整備法(昭和三十三年法律第
九十八号)の定めるところに

より、工業団地造成事業を行
し、測量又は調査を行なうこ
とを許可し、及び工業団地造
成事業を施行すべき土地の区
域内において、当該事業の施
行の障害となるおそれがある
土地の形質の変更、建築物そ
の他の工作物の新築等の許可
に関する事務を行ない、許可
を受けず、又は許可の条件に
違反した者等に対し当該土地
の原状回復又は当該建築物そ
の他の工作物等の移転若しく
は除去を命ずること。(都県
知事に限る。)

別表第三第一号中(三)の六を(三)の七
とし、(三)の五を(三)の六とし、(三)の四
を(三)の五とし、(三)の三を(三)の四とし、
(三)の二を(三)の三とし、(三)の次に次の
ように加える。

(三)の二 災害対策基本法及びこ
れに基づく政令の定めると
ころにより、市町村防災会議を
設置しないことについて承認
し、市町村防災会議の協議会
の設置を指示する等の事務を
行ない、市町村地域防災計画
の作成又は修正について協議
を受け、被害状況等の報告を
し、及び市町村長に対し応急

措置を実施し、又は応援すべ
きことを指示すること。

別表第三第一号(五)の二を次のよう
に改める。

(五)の二 削除

別表第三第一号(五)の三中「市町村
職員共済組合法」に、「市町村職員共済組合」
を「市町村職員共済組合若しくは都
市職員共済組合」に、「業務の状況若
しくは書類帳簿等を検査させ」を業
務及び財産の状況若しくは書類帳簿
等を監査させ」に、「保健給付の」を
「療養に関する短期給付の」に、「保
健給付に」を「当該給付に」に改める。

別表第三第一号(五)の八の次に次の
よう加える。

(五)の九 新産業都市建設促進法
(昭和三十七年法律第百十七
号)及びこれに基づく政令の
定めるところにより、新産業
都市の区域の指定があつた場
合に、当該新産業都市に係る
建設基本計画を作成し、又は
変更すること。

別表第三第一号中(三)を(三)の四と
し、(三)の五を(三)の六とす

る。

別表第三第一号(二十九)の次に次の
よう加える。

(二十五)の二 ばい煙の排出の規
制等に関する法律及びこれに
基づく政令の定めるところに
より、指定地域に係る大気の汚
染の状況を監視し、指定地域
内におけるばい煙発生施設の

設置等の届出を受理し、ばい
煙濃度が排出基準に適合しな
いばい煙発生施設の使用の方
法、ばい煙の処理の方法又は
構造について変更又は改善を
命じ、特定施設から特定有害
物質を多量に排出させた特定
施設を講ずることを勧告し、
霧の持続的な発生により大気
が汚染した緊急時においてそ
の事態を一般に周知せしめる
とともに、ばい煙を排出する
者に対しばい煙排出量の減少
について協力を求め、ばい煙
又は特定有害物質による被害
についての損害賠償に関する
紛争等の和解の仲介に関する
事務を行ない、及びばい煙排
出者若しくは特定有害物質排
出者若しくは特定有害物質排
出者の工場若しくは事業場に
立入検査させること。

別表第三第一号中(三)を(三)の四と
し、(三)の五を(三)の六とす

る。

別表第三第一号(四十八)中「都道
府県災害救助対策協議会の会長とな
り及びその他緊急措置」を削る。

別表第三第一号中(六十二)の六を削
り、(六十二)の七を(六十二)の六とす

る。

別表第三第一号(六十八)中「事務」
の下に「及び農事組合法人の成立、定
款の変更、合併等の届出の受理等の
事務」を加え、「及び農業協同組合」
を「並びに農業協同組合、農事組合
法人」に改める。

別表第三第一号(九十八)の次に次の
よう加える。

(九十八)の二 商店街振興組合法
(昭和三十七年法律第百四十
一号)の定めるところによ
り、商店街振興組合又は商店
街振興組合連合会の設立、定
款の変更及び合併を認可し、
並びに商店街振興組合又は商
店街振興組合連合会から必要
な報告を徴し、業務又は会計
の状況を検査する等監督上必
要な措置を講ずること。

別表第三第一号百十五の三中「首
都高速道路公団」の下に「若しくは阪
神高速道路公団」を加える。

別表第三第一号百十五の四の次に
次のように加える。

(百十五)の五 阪神高速道路公团
法の定めるところにより、主務大
臣が定める基本計画に関し協議す
ること。

別表第三第一号中(百十七)の三を
(百十七)の四とし、(百十七)の二の次に
次のように加える。

(百十七)の三 都市の美観風致を
維持するための樹木の保存に
関する法律(昭和三十七年法
律第百四十二号)の定めると
ころにより、市町村長に対
し、保存樹又は保存樹林に關
し必要な報告又は資料の提出
を求める等の事務を行なうこ
と。

別表第三第一号百二十の五の次に
次のように加える。

(百二十)の六 建築物用地下水の
採取の規制に関する法律の定
めることにより、指定地域

のよう

り、商店街振興組合又は商店
街振興組合連合会の設立、定
款の変更及び合併を認可し、
並びに商店街振興組合又は商
店街振興組合連合会から必要
な報告を徴し、業務又は会計
の状況を検査する等監督上必
要な措置を講ずること。

別表第三第一号百二十の五の次に
次のように加える。

(百二十)の六 建築物用地下水の
採取の規制に関する法律の定
めることにより、指定地域

のよう

別表第七第一号の表中 市町村長 民生委員法第五条 第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦を

市町村長

市町村防災	市町村長
会議	民生委員推薦会
他防災に関する事務	災害対策基本法第六条第一項及び第五項の規定による市町村地域防災計画の作成及びその実施の推進その他の事務
市町村長	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務

に改める。

附則

(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中目次の改正規定

第三編第四章の次に一章を加える部分に限る)、第一条の二の改

正規定、第一条第三項第八号の改

正規定、第一百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編

第四章の次に一章を加える改正規

定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正

規定並びに附則第十五条规定並びに附則第

第十八条までの、附則第二十四条

(地方開発事業団に関する部分に限る)、附則第二十五条(地方開

發事業団に関する部分に限る)及び附則第三十五条の規定(以下「財務以外の改正規定等」という)は

公布の日から、普通地方公共団体に

係る会計の区分、予算の調製及

び議決、継続費、織越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時

予算の区分、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時

予算の区分、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時予算の区分、地方債及び一時借入金に關する部分については、当該部分が地方開発事業団に準用される場合を含む)は、昭和三十九年一度の予算及び決算から適用する。

(監査の請求に關する経過措置)

第二条 この法律(財務以外の改正規定等及び予算関係の改正規定を除く。以下同じ。)の施行前に改正

前第七十五条第四項の規定により

施行する。

(監査委員に關する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に在

職する監査委員は、新法第一百九

五条第二項及び第一百九十六条第一

項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

(特別会計に關する経過措置)

第四条 予算関係の改正規定の施行の際現に旧法第二百三十九条の規定により設けられている特別会計については、新法第二百九十九条第二項の規定にかかわらず、昭和三十一年度に限り、なお従前の例によ

る。

(予算に關する経過措置)

第五条 予算関係の改正規定の施行

の際現に旧法第二百三十六条の規定により設けられている特別会計については、新法第二百九十九条第二項の規定にかかわらず、昭和三十一年度に限り、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第六条 昭和三十八年度分以前の地

方債については、新法第二百三十

条の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(収入に關する経過措置)

第七条 昭和三十八年度分以前の予算について

は、新法第二百三十六条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第八条 昭和三十八年度分の一時の

借入れについては、新法第二百三

十五条の三の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(時効に關する経過措置)

第九条 この法律の施行の際既に進

行を開始している地方公共団体の

徴収金及び支払金の時効につい

ては、新法第二百三十六条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に使

用させている新法第二百三十八条

第三項の規定による新法第二百三十九条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に使

用させていている新法第二百三十九条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に使

用させていている新法第二百三十九条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に使

用させていている新法第二百三十九条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に使

用させていている新法第二百三十九条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に使

用させていている新法第二百三十九条の規定に

かかわらず、なお従前の例によ

る。

(財産に關する経過措置)

第十七条 昭和三十八年度分以前の決

算については、新法第二百三十三

条の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(決算に關する経過措置)

第十八条 新法第二百四十二条及び

第二百四十二条の二の規定は、次

項に定める場合を除き、この法律

の施行前にされた公金の支出、財

産の取得、管理若しくは処分、契

約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負担及びこの法律の施行前から引き続いている怠る事実についても適用する。この場合において、新法第二百四十二条第三項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

2 この法律の施行前に旧法第二百四十三条の二第一項の規定によりした請求又はこの法律の施行の際に現に係属している同条第四項の裁判については、新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定にかかるらず、なお從前の例による。

（公の施設に関する経過措置）
第十二条 この法律の施行前の事實に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第二百四十三条の二の規定にかかるらず、なお從前の例による。

（職員の賠償責任に関する経過措置）
第十三条 新法第九十六条第一項第八号及び第二百四十四条の二の規定に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第二百四十三条第一項、第二百四十四条の二の規定にかかるらず、なお從前の例による。

（不服申立てに関する経過措置）
第十四条 この法律の施行により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお從前の例による。

（地方開発事業團に関する経過措置）

第十五条 地方開発事業團の財務については、新法第三百四十四条の規定にかかるらず、昭和三十一年十二月三十一日までの間は、旧法第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百三十三条、第二百三十九条の二、第二百三十九条の三第二項、第二百四十条第一項、第二百四十四条の二第一項及び第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十三条の二、第二百四十四条第一項、第二百四十四条の二第一項及び第二百四十三条第二項、第二百四十五条の規定（以下本条において「旧法の規定」という。）を準用し、昭和三十九年一月一日から同年三月三十日までの間は、新法第二百四十四条、第二百十五条（第二号及び第三号を除く。）、第二百十六条及び第二百三十五条の三の規定並びに旧法の規定（旧法第二百二十六条及び第二百二十七条の規定を除く。）を準用する。ただし旧法第三百三十三条第二項に規定する使用の許可を受けた營造物を、この法律の施行後引き続き当該許可を受けた期間中使用する場合においては、適用しない。

4 新法第三百十八条の規定の適用

については、昭和三十九年三月三十日までの間は、同条中「第二百四十五条の二」とあるのは、「第二百四十五条」とあるのは、「第二百四十五条の二」とする。

（登録税法の一部改正）
第十六条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第十号中「北海道府県市町村」を「地方公共団体」に改める。

（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の一部改正）
第十七条 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「大蔵大臣」の下に「（地方公共団体のする保証契約にあつては、自治大臣）」を加える。

（所得税法の一部改正）
第十八条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条 第一条第一号中「財産区」の下に「、地方開発事業團」を加える。

（農業災害補償法の一部改正）
第十九条 農業災害補償法（昭和十二年法律第一百八十五号）の一部を次のように改正する。

（不採用の規定による経過措置）
第二百五十三条、第二百二十三条又は第二百二十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお從前の例による。

（公の施設に関する経過措置）
第十二条 この法律の施行前に旧法第三百四十四条の二の規定を準用する場合における技術的読替えは、政令でこれを定める。

（地方開発事業團に関する経過措置）
第二百五十四条第二項の規定の適用については、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、同条中「第二百三十三条」とあるのは、「第二百二十六条」とする。

第二十条 地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）の一部を次のようにより改正する。

第四条の二中「予算をもつて定期的に改正する。」を削る。

第三項を削る。

第四十四条の三第一項、第三項及び第四項を「第二百三十二条の三第一項、第二項及び第三項前段」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二百二十五条第一項、第三項及び第四項」を「第二百三十二条の三第一項、第二項及び第三項前段」に改め、同条第二項を削り、第六条の三第二項」に改める。

第五十九条第三項中「第二百二四年法律第一百九十五号」の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項を削り、第七条を第三項とする。

第五十九条第三項中「第二百二十二年法律第二百二十六号」の一部を第四項を第三項とする。

第五十九条第一項中「第二百三十一年法律第二十四号」の一部を第五十九条第三項中「第二百二十二年法律第二百二十六号」の一部を第四項を第三項及び第三項前段」に改め、同条第二項を削る。

第六十条第一項、第三項及び第四項を「第二百三十二条の三第一項」を「第二百三十二条第一項」に改める。

第六十一条第一項中「第二百三十一年法律第二百二十六号」の一部を第五十九条第三項中「第二百二十二年法律第二百二十六号」の一部を第四項を第三項とする。

第六十二条第一項中「第二百三十一年法律第二百二十六号」の一部を第五十九条第三項中「第二百二十二年法律第二百二十六号」の一部を第四項を第三項とする。

第六十三条第一項中「(基金)」の規定の適用により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。」を加える。

第六十四条 地方税法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「財産区」の下に「、地方開発事業團」を加える。

第六十六条第一項第一号中「有価証券」の下に「（地方自治法第二百二十二条の二第三項又は第五項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。）」を加える。

第六十七条第一項中「（地方自治法第二百二十二条の二第三項又は第五項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。）」を加える。

第六十八条 地方税法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条 第二项第一号中「（基金）」の規定の適用により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。」を加える。

第七十条第一項第一号中「財産区」の下に「、地方開発事業團」を加える。

第七十一条第一項第一号中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七十二条第一項第一号中「（及びこれらの組合）」を「これら組合及び地方開発事業團」に改める。

第四十三条の三第三項を削る。

第四十三条の四第一項中「及び第六十二条第一項第一号中「財産区」の下に「、地方開発事業團」を加える。

第六十三条第一項第一号中「及

第七十二条の六十二中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七十三条の三中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第七十三条の三十一中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七十六条第一項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第七十六条第一項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第七十六条第一項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第一百六十二条、第一百九十四条、第二百四十八条及び第二百七十四

条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改め

る。第一百六十二条、第一百九十四条、第二百四十八条及び第二百七十四

条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改め

る。第一百六十二条、第一百九十四条、第二百四十八条及び第二百七十四

条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改め

る。第一百六十二条、第一百九十四条、第二百四十八条及び第二百七十四

条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改め

る。第一百六十二条、第一百九十四条、第二百四十八条及び第二百七十四

条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七百二十二条の二第一項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第七百四十二条中「財産区」の下に「、地方開発事業団」を加える。

第七百五十七条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところによ

り」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第二十五条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号の次に次の

一号を加える。

第二十一条中「第六十条まで、第六十二条並びに第六十三条」を「第六十三条まで」に改める。

第二十二条中「第六十一条第一項及び第二項並びに」を「第六十一

条及び第二項並びに」に改める。

第二十九条第一項第一号中「代表監査委員」を「の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職員」に改める。

第六条第一項中「監査委員」を「一人の場合は、監査委員」に改める。

(道路法の一部改正)

第二十六条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第二百十条」を「第二百四十四条の三」に改める。

第六十二条第三項を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第二十七条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第二百十条」を「第二百四十四条の三」に改める。

第六十二条第三項を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

第二十八条 地方公営企業法(昭和二十八年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条 第三十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五前号に掲げるもののほか、

教育委員会の所掌に係る事項

に関する予算を執行すること。

第三十五条 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 第三十五条第一項中「役場事務組合」の下に「並びに同法第二百九十八

条第一項に規定する地方開発事業団」を加える。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三十七条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第四項を削る。

第四十条第二項中「第二百四十条」を「第二百四十三条の三」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第二十八条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十二条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

(分取造林特別措置法の一部改正)

第三十三条 分取造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

(国民健康保険法の一部改正)

第三十四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 第三項前段」に改める。

第五条第四項」を「第二百三十二条の二」に改め、「を受けた者」を削る。

第六条第二項中「第二百二十一

三条第三項前段」に改める。

第六条第四項」を「第二百五十五条の二」に改め、「を受けた者」を削る。

(地方公務員共済組合法の一部改正)

第六条第四項」を「第二百五十五条の二」に改め、「を受けた者」を削る。

第六条第二項中「役場事務組合」の下に「並びに同法第二百九十八

条第一項に規定する地方開発事業団」を加える。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三十八条 第三十五条第一項中「第二百四十五条の三」を「第二百四十五条」に改める。

(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項を削る。